幸区社会福祉協議会ボランティアコーナーロッカー規約

**利用対象**

○　幸区社会福祉協議会の会員であって、区内でボランティアや当事者の活動等を

している団体・グループ。　※個人での利用はできません。

**利用期間**

○　利用期間は１年（４月１日～３月３１日）とします。更新できますが、応募多数の

場合は抽選となります。

**利用にあたって**

○　１団体・グループにつき、１個のロッカーをお貸しします。

○　利用を希望する団体・グループは、事務局へ申請書を提出してください。

○　数に限りがあります。申請団体・グループが多数の場合は抽選とします。

○　ロッカーの鍵は本会事務所で保管します。利用する際、１階窓口でお受け取り下さい。

○　鍵の閉め忘れによる物の紛失にあたっては、一切の責任を負いません。貴重品の保管はしないでください。

○　鍵の紛失や故意によるロッカーの破損にあたっては、実費を請求します。

○　臭気を発し周りの迷惑となるもの、ロッカーを傷めるもの、その他適さないと判断されるものは発見され次第、本会により開閉、処理することがあります。

○　ロッカーの又貸しや鍵の保有・複製は、禁止です。発見次第、利用を停止し、

鍵の交換代を請求します。

○　申請に虚偽があった場合や利用上のルールが守られない、または本会が適切な

使用でないと判断したときは、年度途中であっても、使用を停止します。

**ロッカーのサイズ**

○　高さ３９５センチ×幅３９３センチ×奥行４７５センチ